

坂監公表30第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づき平成30年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成31年2月12日

坂出市監査委員 稲田茂樹

坂出市監査委員 若杉輝久

平成30年度定期監査報告書

平成30年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

第1 監査の内容

主に平成30年4月1日から同年9月30日までに執行した事務及び財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理について、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）及び第15項（組織及び運営の合理化）の規定の趣旨に則って行われているかについて監査を実施した。

第2 監査の対象

部 局 名	課 名 等
総 務 部	・秘書広報課・職員課・危機監理室・総務課 ・政策課・企業立地推進室・税務課
市 民 生 活 部	・市民課・人権課・共働課・生活課
健 康 福 祉 部 (福祉事務所)	・けんこう課・ふくし課・こども課・かいご課
建 設 経 済 部	・産業課・にぎわい室・地籍調査推進室・建設課 ・みなと課（港務所）・都市整備課
教 育 委 員 会	・教育総務課・学校教育課・生涯学習課（公民館等） ・文化振興課（美術館・図書館等）
消 防 本 部	・庶務課・予防課・消防署
農 業 委 員 会	事務局
選挙管理委員会	事務局
議 会 事 務 局	事務局
市 立 病 院	・庶務課・医事課

第3 監査の期間

平成30年10月10日から同年11月2日まで

第4 監査の方法

今回の監査は、執行した事務及び財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等を主眼におき、監査の過程で必要に応じて適正及び効率性、能率性、有効性の確保に留意して行政的監査を行った。

監査対象部課からは、職員の事務分担表、主要な年間事務事業の計画及び実績、懸案事項及び業務に関する問題点、委託料調書、負担金補助及び交付金調書、工事請負費調書、備品購入費調書、各施設状況調書、管理運営に当たっての問題点及び今後の課題、使用料及び手数料調書、歳入整理簿、扶助費調書、貸付金調書、特別会計調

書，基金調書などの監査資料の提出を求め通査するとともに，事業の執行について関係職員より説明を聴取し，必要に応じて出先機関に出向いて監査を実施した。

第5 監査委員の除斥

- (1) 議会事務局の監査において，若杉輝久監査委員は地方自治法第199条の2の規定により除斥されました。

第6 監査の結果

監査の結果，事務の執行については概ね適正に処理されていると認められた。

なお，監査執行過程において比較的軽微な事項についてはその都度関係各課に注意を行い，あるいは口頭により善処するよう指導し，記載を省略しているが，指摘及び善処を要する事項については監査委員の意見を下記のとおり付するものである。

今後，事務の執行に当たっては，指摘及び善処を要する事項に十分留意するとともに，改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき，遅滞なく通知されたい。

今回の監査で指摘及び善処を要する事項

(1) 各課共通事項

- ① 現在，地方公務員の「働き方改革」が総務省において推進されている中，本市の職員の時間外勤務時間は平成27年度と平成29年度を比較すると約1.14倍の73,496時間，9,028時間の増となっている。

今後，組織体制や市民のニーズが変化した場合でも，職員自らが協力し合っ

て働き方を効率化するために，各課においては，現場の職員が必要性を理解したうえで職場の業務の削減・簡素化できる仕事を洗い出す必要がある。そして，人事担当課においては，民間企業の取り組みも参考に，行政サービスにおける職員の果たすべき役割についての検討を行い，業務や時間の「質」を向上させるためにも，単なる残業削減ではない「働き方改革」を進め，多様な人材が活躍できる組織づくりを目指しての，残業削減目標の設定・勤務時間の実態把握を行い，育児休暇・療養休暇・介護休暇等による職員の不在を前提としたカバー体制の構築への取り組みを望むものである。

- ② 歳入について，各課においては毎月の調定方法・調定簿・徴収台帳を再確認すること，その上での債権管理マニュアルを活かした，未収状況の把握・債権管理台帳の作成・公債権・私債権の徴収体制・管理方法をさらに検討されるよう要望する。

(2) 各課個別事項

【総務部】

秘書広報課：① 国際交流事業においては、常に活発な取り組みをしているが、今後起こりうる様々な災害を想定した上での、市内在住外国人および市内観光外国客に対して、災害発生時ガイドブック等の作成および啓発・訓練活動等を要望する。

② 広報誌は市民にとって市の色々な事業を知るための大切な情報発信源なので、広報誌を広く配布するための施策を要望する。

職員課：各課共通事項①でも要望しているが、職員の配置は市全体を把握し、10年後20年後の市の展望を見据え、各部署がスムーズに業務遂行できるよう人員配置を望むものである。

危機監理室：将来確実に起こりうるであろう災害に対する対策を、着実に実行するために費用対効果を考えた準備を要望する。

政策課：① 予算編成において、費用対効果等を勘案した施策の実行と、基金の積立を要望する。
② 与島総合開発センターについて、今後の在り方の検討を要望する。

総務課：文書の保存年限について、各課によって考え方が違う。情報公開も多くなっていることから他市の状況等を調べ、共通の規程・電子化等の検討を改善要望する。

税務課：人員確保について、28名の職員配置の中で4名が育児・療養休暇中であり、在職年数も短い職員が多くなっている。各職員の業務量等を的確に把握し、技術の継承もしつつ、市民への効率的な行政サービスの提供のためにも、臨時職員・嘱託員の活用等検討し、職員課との協議等を要望する。

【市民生活部】

市民課：市民の窓口としては仕事の量に対する人数が少なく、年齢構成も比較的若い方が多い。技術の継承も含め、職員が自身の力を発揮できるよう健康面・精神面のケアをして、臨時職員でなく嘱託員での人員確保について職員課との協議等を要望する。

人権課：各課共通事項②でも要望しているが、住宅新築資金等貸付金について、平成17年には制度を廃止しているものであるが、財政の健全化および市民負担の公平性の確保に向け、債権管理マニュアルを活用し引き続

き適切な債権管理を望むものである。

共 働 課： 自治会の加入率向上について、様々な施策をしているが、今後も引き続き地道な努力を要望する。

生 活 課： 生活雑排水路(汚水・汚泥)の清掃業務については、市民からの継続要望が高いので、今後円滑な事業継続を図るための職員体制および委託等も含めた再検討を要望する。

【健康福祉部】

けんこう課：① 市民全体の健康のために、ふくし課・こども課・かいご課と連携した効率的な行政サービスを要望する。

② 母子健康手帳アプリについて、子育て中の家族が孤立しないように、色々なところに繋げていける充実した内容になるよう要望する。

③ 狂犬病の予防をしないと危険であることを広く周知するよう要望する。

ふくし課： 特に指摘する事項はなし。

こども課： 坂出市子育て応援サイトは、とても好評で良いものになっている。今後もさらに使いやすくなるよう、検討・改善するよう要望する。

かいご課： これからの社会情勢を考えると、人員を重点的に配備していかなければいけない。技術の継承も重要である。各職員の業務量等を的確に把握し、市民への効率的な行政サービスの提供のためにも、業務改善等検討し、職員課との協議等を要望する。

【建設経済部】

産 業 課： 商店街の活性化について、様々な補助金が支出されて一時的ににぎわっているが、継続的な存続の方法を、商工会議所等と協議するよう要望する。

にぎわい室： 今年度坂出市を使った映画が公開され、市外の人がロケ地めぐりに来られた。今後も香川フィルムコミッションとの連携を図り、坂出市のPRに尽力されたい。

地籍調査推進室： 特に指摘する事項はなし。

建設課：各課共通事項②でも要望しているが、使用料について毎月の調定方法・調定簿・徴収台帳を再確認すること、その上での債権管理マニュアルを活かした未収状況の把握・債権管理台帳の作成・公債権・私債権の徴収体制・管理方法をさらに検討されるよう要望する。

みなと課：坂出港を取り巻く状況は、国際間の競争、国内の港間での競争であり、厳しいものであるが、現在策定中である「坂出ニューポートプラン」を活用し、既存企業の振興・発展や新たな企業誘致の推進を今年度も要望する。

都市整備課：① 坂出北インターのフルインター化を見据えた都市機能整備の充実を要望する。

② 坂出市循環バスも市民に喜ばれ、利用者も増加している。通勤時間等の混雑により時刻表通り進めず遅れが生じている。定刻運行できるよう対策を要望する。

【教育委員会】

教育総務課：仲よし教室は年々需要が増えてきており、学年も徐々に引き上げられている。我々の将来を託していくことになる子どもたちの環境づくりのために、教室増設・指導員の確保等、今後も引き続き安全・安心な対応を要望する。

学校教育課：これからの日本を支えていく子どもたちの教育が非常に大切である。今後も極力不登校がないように、またいじめもできる限り少なくなるよう努力し、児童・生徒たちが将来の希望や夢が持てるよう継続的な取り組みを要望する。

生涯学習課：① 各課共通事項②でも要望しているが、使用料について毎月の調定方法・調定簿・徴収台帳を再確認すること、その上での債権管理マニュアルを活かした、未収状況の把握・債権管理台帳の作成・公債権・私債権の徴収体制・管理方法をさらに検討されるよう要望する。

② 体育施設や社会教育施設について、各施設の利用状況や運営方法などを検討した上で、職員や参加者の安全を最優先し、老朽化等が進んでいる施設の整備方針を定めて、適切な維持管理を要望する。

文化振興課：① 各課共通事項②でも要望しているが、使用料について毎月の調定方法・調定簿・徴収台帳を再確認すること、その上での債権管理マニュアルを活かした、未収状況の把握・債権管理台帳の作成・公債権・私債権の徴収体制・管理方法をさらに検討されるよう要望する。

- ② 文化振興施設について、各施設の利用状況や運営方法などを検討した上で、職員や参加者の安全を最優先し、老朽化等が進んでいる施設の整備方針を定めて、適切な維持管理を要望する。

【農業委員会】

特に指摘する事項はなし。

【議会事務局】

特に指摘する事項はなし。

【選挙管理委員会】

選挙年齢が18歳に引き下げられ、選挙権取得後初めて選挙に行ってもらい取り組みが重要となっている。今後も投票率の維持・向上のために、様々なことを積極的に継続し実施されるよう要望する。

【消防本部】

消防署の職員は市民の生命財産を守るために一生懸命努力している。今年は直接大きな被害はなかったが、台風等災害が多く、仕事が増えているが益々の精励を要望する。

【市立病院】

特に指摘する事項はなし。